

広島県公立文化施設ネットワーク会則

(名称)

第1条 本ネットワークは、「広島県公立文化施設ネットワーク」と称する。

(目的)

第2条 県内の公立文化施設において、地域の独自性ある魅力的な文化芸術事業等を多く開催し、県内の文化芸術振興に資するとともに、当該施設が地域の多様な主体を多角的につなげる文化拠点として、地域の発展に寄与するため、当該施設間での連携を図りながら、創意工夫や相互協力できる環境の整備を目指す。

(組織)

第3条 次の部署又は施設に所属する、施設運営及び事業企画に関する担当者を構成員とする。

- (1) 県内市町文化芸術所管課
- (2) 県内公立文化施設

(活動)

第4条 本ネットワークは、第2条の目的を達成するため、次の活動を継続的に行う。

- (1) ネットワーク内での文化芸術振興に資する情報共有・意見交換
- (2) 県内の文化芸術振興に向けた連携及び協働の取組
- (3) 文化芸術事業及び文化施設設備の改善、施設に係る制度運用等に向けた共同研究
- (4) その他、県内の文化芸術振興に資する活動

(経費)

第5条 本ネットワークの運営に要する経費は、広島県が負担する。

(事務局)

第6条 本ネットワークの事務局は、広島県環境県民局文化芸術課内に置く。

(雑則)

第7条 この会則に定めるほか、本ネットワークの運営に必要な事項は、構成員へ意見を聴いた上で事務局が定める。

附 則

この会則は、令和4年4月19日より施行する。